

4-3 いじめ防止基本方針

橋立海青学園

1 学校経営理念

安心して学ぶことができる教育環境を整備し、児童生徒一人ひとりが持つ個性・能力を伸ばし、充実感のある学校生活を送ることで夢を抱き、その実現に向けて主体的に努力する活力ある児童生徒の育成を目指す。

2 いじめ問題への基本姿勢

校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくり及び外部機関との連携による「風通しのよい学校」づくりを推進する。いじめ問題が発生した場合は関係教職員による個別案件対応班を組織し、迅速で的確な対応を行うことでいじめの早期の解消を図り、児童生徒が安心して学ぶ環境を整える。

3 いじめの理解

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」（法律第71号 文部科学省）平成25年6月28日公布）
本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。
「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

(2) いじめ問題の基本的な考え方と認識

- ① いじめは人権侵害であり、人間として決して許される行為ではない。
- ② いじめは児童生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校、自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる重大な問題である。
- ③ いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こり得るものである。また、だれもが加害者にも被害者にもなり得るものである。
- ④ いじめは大人が気付きにくいところで行われることが多い。最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくなっている。
- ⑤ いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方は間違いである。

(3) いじめが解消された状態とは

- ① いじめに係る行為がやんでいる状態が相当の期間継続されていること。（少なくとも3ヶ月が目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（本人及び保護者への面談で確認）

(4) いじめの重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める（自殺等重大事態）
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態（不登校重大事態）

4 いじめ問題に取り組むための体制の整備

(1) いじめを見逃さない学校づくり

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等からなるいじめ問題対策チームを設置する。チーム全体で対応できるように、早期発見・早期対応、いじめを見逃さない学校づくりに取り組む姿勢を全教職員で確認する。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定周知

(3) 教育委員会、警察、地域の関係者等との連携

- ① いじめ事案、又はいじめが疑われる事案が発生した場合は、いじめ問題対策チームで対応するとともに、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言を受ける。
- ② 重篤な案件、解決が困難な事案については、躊躇することなく警察や福祉関係者等の関係機関と連携して対応する。

(4) 保護者や地域との連携

保護者や地域の人々を対象に、「非行被害防止講座」等を開催し、いじめに対する危機感を高める。

〈いじめ防止対策年間計画〉

	いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○学校いじめ防止基本方針の確認	○相談室や SC の児童生徒、保護者への周知 ○学級開き ○保健指導 (心と体の成長)	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知	
5月				
6月		○中:人権作文(9年)	○WEBQU調査	○学級懇談会 ○学校評議員会
7月	○いじめ対応校内研修会① (いじめ対応アドバイザー来校・QU を生かした学級づくり)	○海友会行事		○個人懇談 ○学校評価アンケート
8月				
9月	○学校評価アンケート分析・検証			○グッドマナーキャンペーン
10月		○情報モラル指導 (ネットトラブル防止)		
11月		○小中合同文化祭	○WEBQU調査	
12月		○人権週間		○個人懇談 ○学校評価アンケート
1月	○学校評価アンケート分析・検証 ○学校評価計画検証			
2月	○いじめ対応校内研修会② (いじめ対応アドバイザー来校)	○保健指導 (命の大切さ)		○PTA教育講演会 ○学校関係者評価委員会
3月	○学校関係者評価分析 検証			
通年	・いじめに関する情報収集 ・対応策の検討 ・児童生徒理解の会 (毎職員会議)	・道徳教育の充実 ・体験的活動の重視 ・授業のユニバーサルデザイン化 ・集会における校長、教員の講話	・健康観察や生活ノート ・SCによる相談 ・定期的なアンケート ・生活アンケート	・ホームページで「いじめ防止基本方針」を公開